

ひなたGAP認証制度実施要綱

平成29年8月1日
農政水産部農業連携推進課

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県内で生産される農林産物について、ひなたGAP基準書（平成29年7月18日宮崎県制定、以下「基準書」という。）に定める基準に従って生産し、出荷されることを県が認証する制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証対象農林産物の区分

青果物、穀物、茶、花き、きのこ及びたけのこととする。

(2) 認証

農林産物の生産に当たって、基準書で定める各認証対象農林産物の生産工程管理の取組ごとに定められた適合基準のうち必須項目となっている基準（以下「認証基準」という。）に適合していることを知事が認めて証明することをいう。

(3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した生産者（個人、法人、団体）をいう。

(4) 審査

認証基準及び認証要件の適合の判断、認証基準及び認証要件に適合していない場合の改善指示及び当該指示の改善状況の確認をいい、次に掲げるものをいう。

① 初回審査

初めて認証を取得しようとする生産者が受ける審査をいう。

② 維持審査

初回審査または前回の更新審査から、次回の更新審査までの間に認証取得者が受ける審査をいう。

③ 更新審査

認証の更新を希望する生産者が受ける審査をいう。

(5) 現地審査員

知事が別途定める研修を受講した者又は知事が審査に必要な知識及び能力を有すと認める者をいう。

(6) 現地審査補助員

知事が別途定める研修を受講した者で、現地審査員が実施する審査を補助する者をいう。

(7) ひなたGAP認証判定審査会

学識経験者等で構成され、現地審査員及び現地審査補助員が実施した審査（以下「現地審査」という。）の内容をもとに、認証の可否の判断を行う審査会（以下「認証判定審査会」という。）をいう。

(認証の申請者要件)

第3条 認証の申請をすることができる生産者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内の生産者（個人、法人、団体）であること。
- (2) 前号における団体とは、対象とする農林産物の生産・出荷に係る統一的なルールを定め、当該ルールの遵守を管理する事務局（以下「団体事務局」という。）を有すること。

(団体事務局の要件)

第4条 前条第2号の団体事務局は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体事務局には、代表者、団体事務局の担当者及び内部監査員を置くものとする。
- (2) 団体事務局の担当者は、団体の運営のため、ひなたGAPに関する十分な知識を有する者を置くものとする。
- (3) 内部監査員は、団体事務局の運営や団体の構成員におけるGAPの取組等が適正に行われているかを監査する。

(認証の申請)

第5条 認証を取得しようとする生産者は、認証対象農林産物の区分ごとに知事に申請するものとする。

(審査)

第6条 初めて認証を取得しようとする生産者は初回審査、認証取得者は維持審査、認証の更新を希望する生産者にあつては、更新審査をそれぞれ受けるものとする。

- 2 現地審査員は、前項の規定によりそれぞれ審査を行い、その結果を認証判定審査会に報告するものとする。

(認証)

第7条 知事は、現地審査後、認証判定審査会を開催し、認証の可否について判定するものとする。

(認証費用)

第8条 審査及び認証に要する経費は、無償とする。

(認証の有効期間)

第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して2年を経過する日の属する月末までの間とする。

(認証マークの使用)

第10条 認証取得者は、認証マークを使用する場合、ひなたGAP認証制度認証マーク使用規程に則って使用するものとする。

(維持審査)

第11条 認証取得者は、年1回、別に定めるところにより、維持審査を受けるものとする。

2 前項において、知事は、改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(認証内容の変更の届出)

第12条 認証取得者は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、ただちに知事に届け出るものとする。

- (1) 認証取得者の氏名又は住所（団体にあっては、団体の名称、所在地、代表者の氏名、担当者の氏名及び団体の構成員）が変更になったとき。
- (2) 団体にあっては、集出荷調整施設の新設又は変更があったとき。
- (3) その他知事が報告を必要と認める事由が生じたとき。

(認証の更新申請)

第13条 認証取得者は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日の60日前までに、知事に更新の申請をしなければならない。

2 第3条から第12条までの規定は、更新申請に係る審査及び認証について準用する。

(認証情報の公表)

第14条 知事は、ひなたGAP認証制度の概要、認証基準、認証要件及び認証取得者等の情報について、県のホームページ等で公表するものとする。

(認証取得者の遵守事項)

第15条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 認証取得者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。
- 3 認証取得者は、認証基準に則した生産管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部監査を実施し、不適切な事項があれば改善を行わなければならない。
- 4 認証取得者は、知事の行う審査等に誠実に対応しなければならない。
- 5 認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認証を受けた日から起算して5年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

(認証の取消し)

第16条 知事は、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証判定審査会の意見を踏まえ、認証を取り消すことができるものとする。

- (1) 維持審査の結果、認証取得者の取組が認証基準等に適合していないこと等不適切な事実が確認され、かつ、改善指示に従わないとき。
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明したとき。
- (3) 認証取得者が認証マークを不正に使用したとき。
- (4) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をしたとき。

2 知事は、認証取得者から認証取消しの申し出があった場合は、認証判定審査会を経ることなく認証を取り消すものとする。

(事故等の対応)

第17条 認証された農林産物について、品質等に関する事故等が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農業連携推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。